

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化に関する意見と対応の考え方
 (大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する政省令(案)関係)

	分類	御意見	対応の考え方
	1. 規模要件等の撤廃	<p>対象建築物で「特定耐火建築物等」を撤廃することとなり、「吹き付け石綿は一般の家屋ではほとんど使用されていない」となっています。</p> <p>反面、石綿含有保温材等を特定建築材料として追加するとなっておりますが、北海道や東北の寒冷地では、昭和30～50年代に建築された一般住宅では、煙突周辺や壁・天井裏などに結露防止のために吹き付け石綿や石綿含有断熱材等が多く使用されていると思います。(現に私が以前住んでいた住宅でも使用されていました。)</p> <p>一般家屋での使用が少ないというのであれば、どの程度調査されて、その結果、どういう理由により少ないと判断されたのか説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>建築物の状況は全国一律ではありません。地方の実情も考えていただきたいと思ます。</p>	<p>「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」の学識経験者、建築の専門家、行政関係者及び解体作業等の実態を熟知する方々に諮り、大気汚染防止法による全国一律の規制を行う上では、一般家屋においては多くないと判断したものでありますが、北海道などの特殊事情までは、十分に把握できていなかった可能性があり、今後このようなことが生じないように配慮したいと考えています。</p> <p>しかしながら、一般家屋での吹き付け石綿や石綿含有断熱材等の使用の例があり、当該家屋の解体、改造又は補修の際、大気環境への石綿の飛散のおそれがあることから、今回の政令の改正において、従来の「建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物」という限定を撤廃し、単に「建築物」とすることにより、特定建築材料が使用されている一般家屋も、解体、改造又は補修作業に対して規制対象にしたいと考えております。</p> <p>また、今後、一般家屋において使用例の多い地域を含め、地方自治体等を通じて今回の制度改正の内容や、石綿の健康影響等に関する情報を一般国民に広く周知し、新制度の施行に万全を期していきたいと考えております。</p>
	2. 規模要件等の撤廃	<p>法規定がない一般住宅にも、その持ち主に飛散防止の義務を課す条例(罰則あり)を早急に作っていただきたいです。</p> <p>つまり、床面積に関係なく、飛散防止対策を義務付けること。</p>	<p>大気汚染防止法では、特定建築材料が使用されている一定条件以上の建築物の解体、改造、補修作業において、当該作業を実施する施工業者に対し、飛散防止の義務を課してきたところです。今回の大気汚染防止法政省令の改正において、一般住宅も含めて床面積に関係なく、建築物の当該作業に対し石綿の飛散防止対策を義務づけるものにしたと考えております。</p> <p>なお、持ち主(発注者)は、石綿を直接、飛散又は排出しないことから、発注者に対して罰則を適用させることは大気汚染防止法では難しく、注文者の配慮規定になっております。</p> <p>【参考】 大気汚染防止法第18条の19 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p>
	3. 規模要件等の撤廃	<p>規模要件については、何かの条件で飛散要件がないと証明できる場合は、14日前 届出は不要ではないかと考えます!!</p>	<p>特定建築材料の除去を行っても石綿の飛散のおそれがまったくない場合には、特定粉じん排出等作業とはみなされないもので、規制の対象外になり、届出そのものが不要となります。具体的事例については、今後、マニュアル等において示していきたいと考えております。</p>

4.1. 規模要件等の撤廃		<p>面積要件の撤廃については賛成であるが、特定建築材料について、「石綿含有成形板等については、～解体時における飛散の程度は少ないものと考えられるため、特定建築材料には含めない。」となっているが、通常の状態ではそうかもしれないが、解体や改築現場ではそこまで言い切れないのではないかと。</p> <p>また、飛散性の有無で、特定建築材料に含めないというは無理がないか、検討会の資料のうち、保温材や石綿含有成形板の解体時の測定結果を見ても、石綿含有成形板のアスベストが飛散している結果が出ている。</p> <p>検討会報告骨子でも、石綿含有成形板等を特定建築材料には含めないのは、石綿則の届出対象となっていないからともされているが、法律等の目的・趣旨が違ってもかわらず、合わせる必要があるのか、大気中への石綿の飛散防止対策を推進するという観点から積極的な対策をとるべきではないか。</p> <p>さらに、骨子案には「今後さらに必要な調整検討を行う」「規制対象とはしないまでも～適切な取組を行う必要がある」とあるが、結局は問題の先送りに過ぎず、石綿含有成形板等の飛散防止対策は喫緊の課題であるにもかかわらず、あまりにも対応が不十分である。石綿含有成形板等については特別管理廃棄物でもなく、どの行政機関も中途半端な関与や指導になっており、責任の所在もはっきりしていないというのは、非常に問題である。</p>	<p>学識経験者、建築の専門家、行政関係者及び解体作業等の実態を熟知する方々による「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」では、石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると、その他の石綿含有成形板は解体時等における大気環境への飛散の程度は少ないものと考えられたところです。このため、その他の石綿含有成形板については特定建築材料には含めないことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、解体等に伴い石綿の飛散がまったくないわけではありませんので、さらに調査検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制対象とはしないまでも、解体時等において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要があると考えております。</p>
5.1. 規模要件等の撤廃		<p>新聞等によれば、吹付けアスベストよりも石綿スレート板や石綿セメント板にアスベストが多く使用されており、また、今後、石綿スレート板等が使用されている建物の建て替えによる解体が増加すると見込まれている。それにもかかわらず、石綿含有成形板等の飛散防止対策が十分ではないのはなぜか。</p> <p>石綿飛散防止対策の「強化」というタイトルがついているが、石綿含有成形板等の対策という重要な部分が抜け落ちている。施行令や施行規則の一部改正の際には、石綿含有成形板等の飛散防止対策も盛り込むべきである。</p>	<p>石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると、その他の石綿含有成形板は解体時等における大気環境への飛散の程度は少ないものと考えられたところです。このため、その他の石綿含有成形板については特定建築材料には含めないことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、解体等に伴い石綿の飛散がまったくないわけではありませんので、さらに調査検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制対象とはしないまでも、解体時等において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要があると考えております。</p>
6.1. 規模要件等の撤廃		<p>規模要件等の撤廃について石綿含有成形板等の飛散性、大気環境に及ぼす影響等については十分な調査が行われているとはいえないことから、今後、調査、情報収集等を重ね、早急に取扱い指針等を作成されたい。</p>	<p>その他の石綿含有成形板は、解体等に伴い石綿の飛散がまったくないわけではありませんので、さらに調査検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制対象とはしないまでも、解体時等において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要があると考えております。</p>

7	1. 規模要件等の撤廃	資料3-4『建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について(案)』の8頁、 『4. 規模要件等の撤廃』(3)建築物 の項で、「…この限定を撤廃し、単に「建築物」とすることが適当と考える。これにより一般の家屋も対象となるが、吹付け石綿は一般の家屋では…」とあるが、今回の規制対象は建築物の外壁材を主として指すものと考え、建築物内に設置されるシステムバス・ユニットバス等は建築物とみなさず、規制対象外と判断して良いか？	
8	1. 規模要件等の撤廃	資料3-4『建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について(案)』の8頁、 『4. 規模要件等の撤廃』(3)建築物 の項で、「…大防法では「建築物」を特に定義なく(使用しているが、以下に示す建築基準法第2条第1号の定義が基本になると考える。…」とありますが、建築基準法の建築設備とは、「建築物における電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」と建築物を建設する上で必ず必要な設備を指し、システムバス・ユニットバス等の2次的な設備は建築設備とみなさず、規制対象外と判断して良いか？	浴室は、通常、「建築物」と考えられ、これと一体となっているシステムバス・ユニットバスは建築物に含まれるものと考えられます。よって、システムバス・ユニットバスに特定建築材料が使用され、石綿が排出又は飛散するおそれのある解体、改造又は補修作業が行われる場合は、規制対象に含まれるものと考えられます。
9	1. 規模要件等の撤廃	資料3-4『建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について(案)』の8頁、 『5. 特定建築材料の見直し』上記3(2)(2)の建築材料については、以下により見直しを行うことが適当と考える。 の項で、「(1)石綿含有吹付け材」「(2)石綿含有保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材」は特定建築材料規制の対象となっているが、「(3)その他の石綿含有成形板」の文章の中に、「…また、石綿則第5条の届出対象にもなっていない。このため、表5に例示したようなその他の石綿含有成形板については、表4の特定建築材料には含めないことが適当である…」とあります。従って(3)その他の石綿含有成形板はすべて規定対象外と考えて良いか？	
10	1. 規模要件等の撤廃	資料3-4『建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について(案)』の9頁、 『5. 特定建築材料の見直し』上記3(2)(2)の建築材料については、以下により見直しを行うことが適当と考える。 の項の「(3)その他の石綿含有成形板」の文章の中に、「…ただし、解体等に伴い石綿の飛散が発生することも認められているので、さらに調査検討を行うべきである。…」とあるが、この場合、石綿の種類に青石綿、茶石綿、白石綿の分類があり、石綿全てを一括で考えるのではなく、それぞれを鑑みた検討をお願いしたい。これは、白石綿は毒性が低く近年まで使用を許可されていたもので、特定建築材料の規制対象になるとエンドユーザー等が混乱する恐れがあります。	その他の石綿含有成形板は、今回、特定建築材料には含めないことが適当であると考えております。
11	1. 規模要件等の撤廃	仮にシステムバス・ユニットバス全体が建築物とみなされた場合ですが、システムバス・ユニットバスの壁に使用しているタイル壁下地の石綿セメント板や無機壁材の化粧セメント板、化粧珪酸カルシウム板は、断熱材でも保温材でも耐火被覆材のどれにも該当しない為、特定建築材料に指定できず規制対象外となると判断して良いか？	

12	2. 作業基準の改定	<p>大気汚染防止法では周辺環境への飛散防止が目的だと思いますが、一般環境に関し、大気中のアスベスト濃度の基準がありません。基準を設け、作業基準に周辺のアスベスト濃度測定も義務付けるべきではないでしょうか？</p>	<p>解体作業等の監視のための石綿濃度測定は、施工者が作業基準の遵守を入念に行うようになるなど、その有効性が指摘されているところですが、測定結果が得られるまでに日数を要する、測定結果に対する評価の基準がないなどの問題点も指摘されているところであり、今回の大気汚染防止法政令の改正に石綿濃度測定は盛り込みませんが、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
13	2. 作業基準の改定	<p>アスベストを含む建材を除去する際には、請負事業者は仮設業者から足場やシートをレンタルにより調達するケースが多く、これらの仮設機材はアスベストに汚染される危険性が極めて高いと考えられます。</p> <p>仮設機材が汚染された状態で解体現場から機材センター及び工場に搬送された場合には、周辺の住民のみならず仮設業の従業員はアスベスト粉じんを吸入し、将来致命的な健康被害を蒙る恐れがあります。</p> <p>ところが、特定粉じん排出等作業に係る規制基準を定めている大気汚染防止法施行規則第16条の4別表第7には、仮設機材のアスベスト汚染防止については全く触れられておりません。</p> <p>つきましては、大気環境の保全を図り、国民の安全と健康を推進しておられ、アスベストによる健康被害の防止に万全を期する環境省のお立場から、下記の件についてお取り上げいただけますよう、ご要望申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>大気汚染防止法施行規則第16条の4別表第7の一に、ホとして「特定建築材料を除去するため用いられた足場、脚立等に付着した特定粉じんを除去すること。」を加えられたい。</p>	<p>吹付け石綿の除去作業において、既に次のように規定されております。 〔参考〕大気汚染防止法施行規則別表第7(一の項、下欄二) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p> <p>今回の大気汚染防止法施行規則の改正において、石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材を除去する場合も、養生等を解くに当たっての作業基準として同様の規定を設けたいと考えております。</p> <p>なお、これらの点に関し、更なる周知徹底を図るため、当該「作業場内の特定粉じんを処理すること」に、特定建築材料を除去するために使用された足場などに付着した特定粉じんも該当していることをマニュアル等に記載してまいりたいと考えております。</p>
14	2. 作業基準の改定	<p>石綿撤去というのは確かに必要かもしれませんが、撤去するより、上から固めるとか、たとえば石綿が含有されているものは塗装したり、上から別なものを張ったりする方法もよいのではないのでしょうか。</p> <p>撤去という言葉が報道で流れるたびに、訪問販売の悪質業者の格好のえさになっています。剥がさなくてもいいものまで、家の方に不安を与えて、撤去させてます。</p> <p>撤去の際に粉塵が出る。 この粉塵が空中に飛散するはず 施工する人の健康も心配 いくら安全な装備をしても、ミクロのアスベストの粉塵は完璧には防げないはず。 撤去せずに封じ込めるほうが良いのではないのでしょうか 撤去しなければいけない、という報道だけが先行しています。訪問販売の悪質業者の格好のえさになっています。</p> <p>たとえ、完璧な拡散防止策をこうじて、撤去工事をしたとしても、工事関係者が完璧な防護服を着ていたとしても、果たして完璧でしょうか？ミクロのアスベストの悪者を防げるのでしょうか？むしろ封じ込めるほうがいいのではないですか。</p> <p>撤去には当然、廃棄がついてきます。廃棄するということは現在のごみ問題から行ってもできるだけ少なくするほうが良いのではないのでしょうか。ふき付けアスベストを困うとか、、、、私の事務所(借りているのですが、最初(2年前)見たとき室内はアスベストだらけでした。大工さんと検討して、先にbにーで囲い、縦横垂木を打って新たに壁を作りました。そして珪藻土で内壁は塗りました健康場事務所になっています</p>	<p>ご指摘のとおり、吹付け石綿等において、薬剤による封じ込めや囲い込みにより、室内環境への石綿飛散防止対策を採られるところもあろうかと存じます。封じ込めや囲い込みは、除去に比べ費用が安価であるなどの利点もある一方、定期的に封じ込め等の状況の点検が必要であったり、建物の解体時など最終的には封じ込め・囲い込みしたのも適正に除去しなくてはならないなどの課題も指摘されているところです。</p> <p>除去を行うべきか、封じ込めや囲い込みを行うかは、経済性、工期等の諸条件とともに発注者の選択に任されているもので、大気汚染防止法では、特に指定しているものではありません。</p>

15	2.作業基準の改定	<p>・作業基準の改定について 解体作業、改造・補修作業ともに「～、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。」とされているが、具体的方法について解説書等で例示されたい。 平成7年度に法を一部改正し、特定粉じん排出等作業を規制対象としたときは情勢が変わっており、囲い込み、封じ込めについては、現行の文言のままでは理解しにくい点がある。定義を明確にするとともに現状にあった文言に見直すべきである。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、これまで「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル(平成11年2月)」において具体的に記載してきたところです。今後、これを改定し、マニュアル等において記載したいと考えております。</p>
16	2.作業基準の改定	<p>特定建築材料が判断できた場合でも、石綿除去部への散水による湿潤化は木造住宅の場合、困難と考えます。特に2階以上での作業の場合、階下への漏水や主柱・桟木などへの悪影響が考えられ、顧客とのトラブルや住宅の性能・寿命に著しい劣化を及ぼすことも懸念されます。</p>	<p>今回の大防法政令改正により規制対象としたいと考えている建築材料は、すでに石綿障害予防規則においていわゆるレベル2作業の必要となる建築材料として規制対象になっており、湿潤化等も義務づけられているものです。また、現在、実際に行われているレベル2作業の必要となる建築材料の除去作業では飛散防止剤等が工夫して使用されており、湿潤化によって必ずしも作業場が水浸しになるものではないと聞いております。</p>
17	2.作業基準の改定	<p>建築物の解体等作業に際して、実施内容等を周辺住民から見やすい箇所に掲示すべきことを作業基準等において位置付けることが望ましいとしている。 「解体等作業」とは、特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業と認識しているが、対象の各作業について、できる限り具体的にご教示願いたい。 また、広大な敷地内における小規模建物の解体等の場合における取り扱いについて、できる限り具体的にご教示願いたい。</p>	<p>「建築物を解体する作業」とは、建築物を取り壊す作業という意味で、「建築物を改造し、又は補修する作業」とは、建築物の一部に手を加える作業を示します。「改造」とは、作りなおすことや作りかえることであり、「補修」とは、補い繕うことや手入れすることが該当するものです。これらは、従前のとりの考え方です。 また、作業基準は、これまでも敷地内の大きさにかかわらず規定されております。</p>
18	2.作業基準の改定	<p>作業場の内外の差圧の連続測定と記録を作業基準に追加 吹付け石綿の除去作業においては、作業場の隔離を確実にすること、作業中は作業場内を常に負圧に保つこと、集じん排気装置の集じん機能が十分であることが外部環境への特定粉じんの飛散防止の観点から最も重要と考えます。 作業場の隔離については作業現場の監視で、集じん機能についてはフィルタの交換記録である程度確認できますが、作業場内を外部に対して常時負圧に保つことは、確認方法がありません。 施工者が作業基準を遵守して作業が行ったことを証明し、行政側がそれを確認するためにも、作業場の内外の差圧を連続測定し、その記録を残しておくことが必要であると考えますので、これを作業基準に加える必要があると考えます。</p>	<p>作業場の内外の差圧の連続測定については、学識経験者、建築の専門家、行政関係者及び解体作業等の実態を熟知する方々による「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」では特に指摘のなかったところですが、今後の検討課題として位置づけたいと考えております。</p>

19	2.作業基準の改定	<p>敷地境界の特定粉じん濃度の自主測定を作業基準に追加</p> <p>特定粉じん濃度の測定結果の判明には、相当程度の時間を要するため、特定粉じん排出等作業の施工者が自主測定を行っても、結果が直接当該作業に反映される事はありません。</p> <p>しかし、施工者が自ら作業の品質を確認することにより、後の作業における飛散防止にむけた自主的取り組みが期待でき、また、発注者は過去の自主測定の結果の提示を求めることで、施工者を評価する事ができると考えます。</p> <p>また、測定結果の評価については、作業場を臨時に設置された特定粉じん発生施設と捉え、特定粉じん発生施設における敷地境界基準を準用し、敷地境界の特定粉じん濃度の自主測定を作業基準に加える必要があると考えます。</p>	
20	2.作業基準の改定	<p>解体作業等に係る敷地境界濃度の基準を制定し、測定を義務付けるようにしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>敷地境界濃度の測定は行政指導として行っており、現在のところ業者は指導に従い測定を行っている。</p> <p>また、その評価については事実上特定粉じん発生施設の敷地境界基準が使用されている。今後、対象建築物の増加が見込まれる中、指導に従わない業者が現れる可能性は否定できない。住民の不安を払拭するために敷地境界濃度測定結果は非常に有効であり、今回の改正で敷地境界濃度基準と測定の義務付けをお願いしたい。</p>	<p>解体作業等の監視のための石綿濃度測定は、施工者が作業基準の遵守を入念に行うようになるなど、その有効性が指摘されているところですが、測定結果が得られるまでに日数を要する、測定結果に対する評価の基準がないなどの問題点も指摘されているところであり、今回の大気汚染防止法政省令の改正に石綿濃度測定は盛り込みませんが、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
21	2.作業基準の改定	<p>石綿濃度測定の義務化</p> <p><意見> 解体作業等の監視のための石綿濃度測定を義務化すべきである。</p> <p><理由> 報告案では、石綿濃度測定の有効性と問題点・課題が検討されているが、今後さらに検討が必要があるとするのみであり、義務化に至っていない。発注者や周辺住民が影響を確認できる手段は石綿濃度測定に限られ、施工者が作業基準の遵守を行うようになる長所は、示されている問題点・課題を上回る。測定結果を評価する基準がなくても、本改正によって石綿濃度のデータや望ましい施工方法に関する情報の蓄積を図るのが望ましい。</p>	
22	2.作業基準の改定	<p>掲題の件につき、石綿含有粉じんの0.1µm前後の微粒子のが人体の肺の侵入した場合の方が肺がんや中皮腫の発病するケースが多いという医療データが出ているなかで、「建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について(案)」(平成17年11月)においては、当該機種のエアフィルタを「実態を踏まえてJIS Z 8812に規定するHEPAフィルタに改めるべきだ」と作業基準の改定の項に記されているのは、JIS Z 8812規定のHEPAとは、0.3µm x 99.97%以上の捕集性能を有するフィルタを表しますので、上記のような微細な粉じんは通過してしまうのではないかと、不安視されます。</p> <p>環境省は、厚生労働省の指針に合わせるというのは、反対ではないかと思われます。確かに、解体作業場に携わる方は防じんマスク、防護服を装備し、曝露または吸引しづらい状況にはあるが、周辺地域への飛散防止に根本対策とならないのではないかと。</p> <p>現行のJIS Z 4812(0.15µm x 99.97%)でいくべきだと思います。</p>	<p>従来、作業基準において、吹付け石綿の除去作業時に使用する集じん・排気装置に装着するフィルタは、「日本工業規格Z4812に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」であることと定めていました。</p> <p>その後、より汎用性の高い超高性能フィルタ(HEPA: High Efficiency Particulate Air Filter)であっても、放射性エアロゾルフィルタと同等程度のアスベスト結晶の捕集性能をもつことが確かめられていることが、「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」の学識経験者、建築の専門家、行政関係者及び解体作業等の実態を熟知する方々から指摘されたところです。</p> <p>この点を踏まえ、今回、フィルタの規定を、「日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタ」に変更したいと考えております。</p>

23	3. 今後の課題等	<p>無届けで特定粉じん排出等作業を実施する事業者に対する規制について</p> <p>本年7月から多発しているアスベスト問題に対応するために都道府県有施設及び市町村有施設の吹付けアスベスト除去工事が既に進んでいるところであるが、民間施設についても徐々に除去工事等が実施されている状況にあり、今後増加することは必至である。</p> <p>一方、除去工事を適切に実施できる事業者が不足していることから、いわゆるヤミ業者による除去工事が増加することが予想される。これらのヤミ業者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく届出を行わずに、除去工事を実施することから、アスベスト飛散防止対策が適正に実施されているか確認することもできず、工事が終了されることから大気環境中にアスベストが飛散することが懸念される。</p> <p>したがって、アスベスト除去工事を受託できる業者の資格制度などを制定する必要がある。</p>	<p>大気汚染防止法による規制は、届出が基本となるため、確実な届出を促すための措置を講じる必要があると考えております。</p> <p>このため、まず、規制の仕組や特定建築材料等に関する情報が、解体等作業の注文者等に十分に周知されることが必要であり、今後の課題として位置づけたいと考えております。さらに規制担当部局が、特定建築材料の使用されている建築物に関する情報や解体等に関する情報を的確に入手・活用できるようにすることが必要と考えます。そのためには関係部局と連携して台帳の整備に努めることや、解体等に関する情報の共有化について関係機関との連携が必要であり、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p> <p>また、アスベスト除去工事の受託業者の資格制度等についても、関係機関との連携した検討が必要であり、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
24	3. 今後の課題等	<p>一般的にビルの寿命は50年といわれていると聞いておりますが、当該ビルの解体・更新建築等が飛躍的に多くなる次期に差し掛かるのではないかと考えておりますが、現段階での行政としての進捗における、情報開示が絶対に必要と思っておりますので、メディアは基本的にセンセーショナルに取り扱いますので、行政からは隠し事のない全ての保有情報をそのままに開示されて、情報取得者自身の判断に任せるようにしていただければ幸いです!!</p>	<p>前段のご指摘のとおり、特定建築材料等に関する情報や規制の仕組を解体等作業の注文者等に十分に周知することは必要であると考えており、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
25	3. 今後の課題等	<p>吹付けアスベストだけがクローズアップされているが、国民に対して、石綿含有成形板等が住宅のどの部分に使われているか、いつ頃製造されたか、含有量はどれくらいか、飛散のおそれがあること等をしっかりと周知するべきではないか。</p>	<p>その他の石綿含有成形板については、特定建築材料には含めないことを考えておりますが、ご指摘のとおり、情報の整備や的確な周知が必要であり、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
26	3. 今後の課題等	<p>御省の範囲が、解体作業の方法に限られています。負の遺産と言われている石綿の影響・量・費用が巨大です。巨大さゆえ、上流域から最終処分場までの、配慮が必要ではないでしょうか。飛散性石綿処分には2020年まで掛かります。待機期間の安全対策が必要となります。弊社は、上流域での配慮・対策が最も重要と考えています。上流域の作業が完全であれば、中流域以下の作業を軽減できます。弊社の提案は、上流～下流域を包括した石綿処理(以降-LCA石綿処理)についての意見です。誠に勝手な判断で、範囲を広げてしまった事をお許し下さい。</p>	<p>関係機関との連携などを今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
27	3. 今後の課題等	<p>1. 責任の明確化(1) <意見> 発注者の責任を明確にすべきである。 <理由> 現行法では、発注者(施主)の責任が不明確である。特定建築材料(吹付け石綿など)の存在を気づかずに、または故意に知らないふりをして、解体等の作業が行われる場合がある。特にコスト高を嫌って故意に守られないケースが多いと予想されるため、これを防止する必要がある。</p>	<p>発注者は、通常、石綿を直接、飛散又は排出しないことから、発注者に対して罰則を適用させることは大気汚染防止法では難しく、注文者の配慮規定になっております。</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第18条の19 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p>

28	3. 今後の課題等	<p>2. 責任の明確化(2)(3とも関連) <意見> 建設リサイクル法で設けられている解体業者登録制度との連携を図り、大防法の作業基準を遵守されない場合は、登録抹消などの措置が検討されるべきである。また、特定工事の業者(除去業者など)に対しても登録制度(できれば許可制度)などを設けるべきである。 <理由> 不法な解体工事及び特定工事が行われるのを防止し、作業基準の遵守義務を徹底するために必要と考えられる。</p>	<p>関係機関との連携などを今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
29	3. 今後の課題等	<p>特定建築材料に含めない「その他の石綿含有成形板」についてですが、床材をコンクリート下地等に貼りつける接着材にもアスベストがかなりの重量%で含まれていた時期があり、それを知らずに改修等で、床材の剥がすためにサンダー等を使うと、アスベストの粉が飛散する可能性があるのではないかと思います。</p> <p>今後の課題等で、石綿含有成形板の解体等を検討されるそうなので接着剤のレベルまで、注意を促すような内容を加えてはどうかと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、その他の石綿含有成形板と同じく、さらに調査検討を行いたいと考えております。</p>
30	3. 今後の課題等	<p>要注意建築物の指定・対応 <意見> 特定建築材料が含まれている可能性の高い建築物を指定し、解体等の発注者には特定建築材料の有無に関して報告義務を設けるべきである。 <理由> 現行法では、発注者(施主)の責任が不明確である。特定建築材料(吹付け石綿など)の存在を気づかずに、または故意に知らないふりをして、解体等の作業が行われる場合がある。例えば、昭和60年以前竣工の鉄骨造り建築物などを要注意建築物として指定し、解体の届出の際に特定建築材料の有無の報告義務を設けることは、作業基準の遵守に有効と考えられる。関連して、災害時・平常時の石綿粉じん発生源を効果的にチェックするためにも、要注意建築物のリスト化などを検討されたい。</p>	<p>規制担当部局が、特定建築材料が使用されている建築物に関する情報や解体等に関する情報を的確に入手・活用できるようにすることが必要と考えます。そのためには関係部局と連携して台帳の整備に努めるなど、解体等に関する情報の共有化について関係機関との連携が必要であると考えており、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
31	3. 今後の課題等	<p>成形板対策の義務化 <意見> 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」でも示されている内容(手ばらし等による解体)を法令によって規定すべきである。 <理由> 成形板の破碎による石綿の飛散状況は報告案で検討されているが、今後の解体対象建築物の増加を考えると早急な対応が望まれる。既に上記指針において、手ばらし等による解体が示されている。また、解体等の実施者においてよく参照されている「建築物の解体等工事における石綿ふんじんへの暴露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会、2005年)においても、レベル3として成形板等に対する同様の対策が既に示されており、これとの調和を図るべきである。これらの対応状況が整いつつある状況で、本改正で成形板対策が義務化されないことは、事実上の法令の後退とみなされる恐れがある。なお、この際、「非飛散性」の用語は誤解を招くため、見直しが望ましい。</p>	<p>石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると、その他の石綿含有成形板は解体時等における大気環境への飛散の程度は少ないものと考えられたところです。このため、その他の石綿含有成形板については特定建築材料には含めないことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、解体等に伴い石綿の飛散がまったくないわけではありませんので、さらに調査検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制対象とはしないまでも、解体時等において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要があると考えております。</p>

32	3. 今後の課題等	<p>実際の解体現場では、解体費用や作業時間等の面からも、解体業者がフレキシブルボードや外壁材を手作業で剥がすことはほとんどないのではないか。このことについて環境省では実態を把握すべきである。</p>	<p>その他の石綿含有成形板について、解体時において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要があると考えております。実態の把握については、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
33	4. その他	<p>特定粉じん排出等作業における周辺環境基準の設定について</p> <p>除去工事等における養生等のアスベスト飛散防止対策が適切に行われているか判断するためには、工事現場周辺の大気環境中にアスベストが飛散していないことを確認することが重要である。</p> <p>したがって、周辺環境基準を設定しないまでも、一般大気環境(地域に分ける)のアスベスト濃度に比較して高い場合は、除去工事業者に指導できるような法整備が必要である。</p> <p>また、都道府県において一般大気環境のアスベスト濃度の実態(環境調査)を把握する義務(責務)を明文化していただきたい。</p>	<p>大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、濃度規制でなく、作業基準として定めているところであり、大気汚染防止法第26条第1項において、都道府県知事及び同法政令市は、「特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、行うことができることとなっております。</p> <p>また、一般大気環境のアスベスト濃度の実態把握義務(責務)の明文化については、今日の大気汚染防止法政令改正に係る意見募集の対象外のご意見ですが、既に大気汚染防止法第22条第1項において、都道府県知事及び同法政令市は、「大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。」と規定されており、これまでも都道府県及び同法政令市においてこれらの条文が活用されているところです。</p>
34	4. その他	<p>岐阜県がアスベストによる健康被害に関連し、来年度から県内の商業地、住宅地でのアスベスト濃度測定をするようです。</p> <p>大気汚染防止法では、生産工場の敷地内で大気1リットル当たり10本以下という基準値がありますが、一般環境中には基準値がありません。</p> <p>最近では、規制が厳しくなる前だと思うのか、あちこちで建物の解体が見られます。アスベストを含まない建物などないと思われませんが、住民に何の説明もなく、養生などは勿論していません。どこまで安全か住民には皆目見当がつかないのが現状です。各市町村単位で、一般環境中のアスベスト濃度測定を定期的に行うようにお願いしたいです。特に、住宅地や学校の周辺。</p>	<p>各市町村単位ではありませんが、都道府県知事、大気汚染防止法政令市長に対し、平成17年7月12日付け環管大発第050712001号により環境省環境管理局長から通知を発出しているところです。その概要は次のとおりです。</p> <p>【概要】 題名:石綿(アスベスト)の大気環境中への飛散防止対策の徹底について(通知)</p> <p>現在の一般環境中の石綿濃度については、石綿製品の製造等が原則禁止となっていることに加え、大気汚染防止法に基づく排出規制が行われていることに鑑み、周辺住民の健康に問題のない程度と考えられる。しかしながら、石綿製品製造工場又は石綿含有建築物の解体等に関して周辺住民の懸念が強い場合には、必要に応じて、これら周辺の大気環境中の石綿濃度を測定し、周辺住民の懸念に積極的に対応されることをお願いする。</p> <p>また、国としましても今年度、石綿に係る緊急の環境濃度モニタリング調査を実施しているところであり、来年度も石綿に係る環境濃度モニタリング調査を実施したいと考えております。</p>
35	4. その他	<p>今後、建築物等の解体に伴うアスベストの除去等作業が増加し、新規事業者が参入してくることが考えられる。石綿作業士の資格制度、事業者の登録制度など、事業者の技術水準を確保するための制度の創設が必要である。</p>	<p>制度の創設については、他法令による取組も含め、関係機関と連携した検討が必要であり、今後の課題として位置づけたいと考えております。</p>
36	4. その他	<p>リフォーム時、建築物に使用されている『特定建築材料』について、住宅設備メーカー(施工店含む)が何処まで関与できるか？</p> <p>建築物の内壁・内装材が石綿を含有しているか否かの判断は、自社品であれば可能ですが、他社品(どこの商品は判らない場合もある)の場合は困難です。判断不可の場合、リフォーム不可となるのでしょうか？</p>	<p>解体時等に石綿を含有する建築材料の有無を施工者が正確に把握すべきことが求められています。</p>